

令和 8 年 9 月 25 日

令和 8 年第 3 回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

警 察 本 部

目 次

- I DV・ストーカー被害者を含む困難な問題を抱える女性等への支援について

1 DV・ストーカー被害者を含む困難な問題を抱える女性等への支援について

昨年明らかになった、川崎市でストーカー被害を訴えていた女性の尊い命が失われた事件を受け、DV・ストーカー被害者、困難な問題を抱える女性等への支援の充実に向けて取組を進めており、その進捗状況及び今後の取組について報告する。

(1) 主な支援施策の実施・検討状況

DV・ストーカー被害者、困難な問題を抱える女性等の「いのち」を守り、安心して自分らしく暮らすことができるよう、引き続き、未然防止から安全確保、自立支援まで、切れ目ない支援を実施する。

ア 未然防止

- ・ 令和8年度に設置予定の「DV・ストーカー被害相談支援センター」に関し、具体的なワンストップ支援の方法について、警察や市町村などつなぎ先となる関係機関や相談機能を委託する民間事業者と調整を行うとともに、安全確保をより一層図るために必要な工事や相談環境の整備を検討。
- ・ 意思が揺れ動くDV・ストーカー被害者が置かれている状況を客観視できるチェックリストを作成し、相談現場で活用できるよう学識者による研修を実施。
- ・ 新たに女性支援を担う人材を発掘するための、民間団体と連携した人材養成講座を本年10月に実施予定。
- ・ 引き続き、困難な問題を抱える女性が地域で生活しながら相談支援を受けられる通所型支援を実施。

イ いのちを守る（安全確保）

- ・ 引き続き、行政と警察との情報連携の強化にむけて定期的な協議を実施。
- ・ 県警職員、女性相談支援員、民間支援団体が地域において顔が見える関係づくりを進めるためのワークショップを開催。（年2回、第1回は本年6月に開催済み）
- ・ 意思が揺れ動くDV・ストーカー被害者が置かれている状況を客観視できるチェックリストを作成し、相談現場で活用できるよう本年7月に学識者による研修を実施。（再掲）
- ・ 引き続き、市町村・民間団体・警察と連携・協力した迅速かつ適

切な一時保護を実施。

- ・ DV加害者及びストーカー加害者への対応方法やアプローチ方法に関し、被害者支援の視点での課題整理や対応策の研究を行う研究会について、本年9月に第1回を開催。

ウ 自立支援

- ・ 引き続き、女性自立支援施設における、DV・ストーカー被害者や困難な問題を抱えた女性の保護、自立支援を実施。
- ・ 引き続き、困難な問題を抱える女性が地域で生活しながら相談支援を受けられる通所型支援を実施。（再掲）
- ・ 引き続き、女性相談支援員による継続的な相談支援を実施。
- ・ 新たに女性支援を担う人材を発掘するための、民間団体と連携した人材養成講座を本年10月に実施予定。（再掲）

(2) 条例制定に向けた検討状況

ア 条例に関するこれまでの経緯（令和7年11月～令和8年8月）

- ・ 令和7年11月 シンポジウムの開催
川崎市での事件を受け、当事者目線の被害者支援のあり方について県民と議論する中で、「支援者が積極的に動くためにも、県が条例といった普遍的な決まりを作ってはどうか」などの意見をいただいた。
- ・ 令和7年12月 令和7年第3回定例会厚生常任委員会での報告
普遍的な仕組みづくりに係る課題として、DV防止法・ストーカー規制法・女性支援法の所掌範囲や目的が異なること、関係機関の役割や具体的な連携方法が不明瞭であること、被害者への支援施策が不十分であること等を報告。
また、様々な困難な問題を抱える女性からの相談を受けている女性相談員の相談内容の6割がDV・ストーカー被害に関することや、DV被害者の7割以上が複合的な課題を抱えているなど、DV・ストーカー被害者支援と困難な問題を抱える女性支援との関係性について報告し、議論いただいた。
- ・ 令和7年12月 第3回支援調整会議代表者会議の開催
事務局より、普遍的な仕組みづくりに当たってどのような手法（条例、規則、憲章等）があるのか説明を行った後に、いずれの手法が望ましいのかについて意見交換を行い、委員から条例の必要性について意見をいただいた。

- 令和8年1月 有識者と知事との意見交換の実施

当事者目線で考えるDV・ストーカー被害者など困難な問題を抱える女性等への支援強化について、知事が、被害当事者や学識者、支援団体の代表者と意見交換を行い、支援者や専門家の責任や役割分担を明確にし、支援者間がスムーズに連携を行うための仕組みとして条例を定めてほしいといった意見をいただいた。
- 令和8年2月 令和8年第1回定例会（2月）提案説明

当事者を社会全体で守り支える普遍的な仕組みとして、条例制定に向けた検討を進めていくことを説明した。
- 令和8年3月 令和8年第1回定例会厚生常任委員会及び防災警察常任委員会での報告

性別にかかわらず、社会全体で複合的な課題を抱えるDV・ストーカー被害者への支援施策の推進や、被害者への支援を困難な問題を抱える女性等への支援を連携して実施するための施策の基本となる事項を定めること等を盛り込んだ条例イメージ（案）を報告し、進め方や内容についてご意見をいただいた。
- 令和8年3月 第4回支援調整会議代表者会議の開催

委員会で報告した条例イメージ（案）を示し、委員からは、DV・ストーカー被害者に特化した条例では支援の実態を踏まえ切れていないというご意見や、DV・ストーカー被害者と困難な問題を抱える女性は完全に一致する概念ではなく、被害者支援の目的が希薄化するといったご意見など、様々なご意見をいただいた。
- 令和8年3月 パブリック・コメントの見送り

令和8年第1回定例会でのご議論や、支援調整会議での意見を受け、条例イメージ（案）のパブリック・コメントは見送り、引き続き支援調整会議で条例の内容について丁寧に意見を聴きながら進めることとした。
- 令和8年5月 第5回支援調整会議代表者会議の開催

条例が目指す社会や、未然防止から自立支援まで切れ目なく支援を行うことの重要性、女性支援法やDV防止法、ストーカー規制法に規定されている支援施策の連携を図り、3つの法律に横串を刺し、施策の充実を図る考え方について意見交換を行った。

委員からは、女性支援法が規定する支援が未然防止や自立支援の役割を担っていることや、実務上、DV被害、ストーカー被害、それぞれの特性がある中で、条例を制定する目的について共通認識を持ちながら議論する必要性等について意見をいただいた。

- ・ 令和8年7月 令和8年第2回定例会厚生常任委員会での報告
パブリック・コメントを見送ったことや、引き続き支援調整会議で条例の内容について意見を聴きながら検討を進めていること、令和8年5月の支援調整会議における主な意見、国への提案活動の状況等を報告し、議論いただいた。
- ・ 令和8年8月 第6回支援調整会議代表者会議の開催
令和8年3月以降の会議における意見交換の内容を踏まえ、条例の方向性やその内容について意見交換を行った（主な意見等については、イに記載。）。
- ・ 令和8年8月 支援調整会議民間団体連携部会・行政部会の開催
支援調整会議の民間団体連携部会と行政部会において、民間団体や市町村と、条例の方向性やその内容について意見交換を行った。

イ 第6回支援調整会議代表者会議における意見交換の状況

DV・ストーカー被害者、困難な問題を抱える女性等への支援について、女性支援法やDV防止法、ストーカー規制法の3つの法律に横串を刺し、緊急的な安全確保はもとより、未然防止から自立支援まで、関係機関が連携して切れ目なく支援を行うために条例が必要という考え方のもと、意見交換を行った。

（主な意見）

- ・ 「県の責務」をまず、一番に規定していくことが必要。
- ・ DV・ストーカー被害者を含む困難な問題を抱える女性等が、自分達が幸福になる権利があるんだということを認識してもらえ、幸福追求を本質的な方針として打ち出すような条例であるとよい。
- ・ ずっと暴力があって、最後、次は命の危機だという段階で支援につながる場合が多い。一時保護、シェルターは重要なので、きちんと仕組みとして対応できるよう、条例に明記してほしい。
- ・ 関係機関や県民が実際に行動に移せるような、実効性のある条例にしてほしい。そのために、市町村や事業者に関する規定、女性支援や一緒に避難する子どもへの支援など具体的な支援を後押しするような規定を入れてほしい。
- ・ 条例の中で、DV、ストーカー、困難な問題を抱える女性の支援内容や体制強化をどのように規定したら分かりやすいか、適切か検討してほしい。
- ・ 県でつくる条例が全国に波及していった場合に、どのような影響

力を持つのかということを考慮する必要がある。

- 条例に基づく基本計画をつくるのであれば、そのあり方について、現行の計画の性質を踏まえた上で検討してほしい。
- 新しく条例をつくる際には、DV被害者や困難な問題を抱える女性などの定義が重要であり、また、他の条例との整合性を考慮する必要がある。
- 条例を作るのであれば、例えば、DV防止の教育や普及啓発について規定するなど、ストーカー、DVについては根絶するという意思を条例で示してほしい。
- 他の条例も参考にしながら、実効性あるものにするため、当事者の支援のために安全の確保から日常生活の支援、居住、医療、保健医療など必要な支援の内容や市町村への県の助言など後方支援を行うことを条例にきちんと落とし込んでほしい。

ウ 条例制定の考え方について

- 誰にでも起こり得る、DV・ストーカー被害、そして、予期せぬ妊娠、性搾取、性被害、経済的困窮など社会構造上、女性が女性であることにより様々な困難な問題に直面し、心身面及び社会的な面で複合的な課題を抱えることは、人権の擁護、福祉の増進の視点から社会的な課題となっている。
- 県はこれまで、女性支援法及びDV防止法に基づく「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を策定し、様々な困難な問題を抱える女性への支援と、性別を問わず、DV被害者への支援を行ってきた。
- しかしながら、県内ではDV・ストーカー行為による痛ましい事件が繰り返し発生している。DV・ストーカー被害は誰にでも起こり得るが、女性支援法に規定する、女性が直面する様々な困難の一つでもある。
- さらに、近年、社会経済状況の急激な変化に伴う女性の就業率の上昇、婚姻に関する意識や家族関係の変化などに伴い、女性が女性であることにより直面する困難な問題は複雑化かつ多様化している。
- そのような痛ましい事件を二度と繰り返してはならないことはもとより、様々な困難な問題を抱える女性等を生み出さないための未然防止から、当事者が安心して自分らしく暮らすための自立に向けた支援までを切れ目なく実施することが求められている状況にある。
- そのためには、行政、警察、民間団体などの支援の主体となる関

係機関が連携した支援体制を構築し、その体制を安定的かつ永続的に維持していくことが必要である。

- ・ このような認識の下、DV・ストーカー被害者を含む困難な問題を抱える女性等への支援施策の基本となる理念や原則を明らかにすることで、意識の醸成や連携体制の構築を一過性で終わらせることなく、社会全体で当事者のいのちを守り、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる県民生活の実現に寄与するため、条例の制定が必要と考えている。

エ 条例骨子案

別紙のとおり。

(3) 令和8年度における切れ目ない支援の実現等に向けた国への提案活動

- ・ 本年8月 全国知事会議としての提言
関連法の改正等により、支援主体の役割や具体的な連携方法を整理・明確化し、DV・ストーカー被害の予防や被害者の安全確保から自立に向けた支援までを切れ目なく行える体制を構築することについて、本県の提案により、国に提言を行った。
- ・ 本年8月 国の施策・制度・予算に関する提案の手交等
DV・ストーカー被害者、困難な問題を抱える女性等への支援の確実かつ継続的な実施に向けて、DV防止法、ストーカー規制法、女性支援法の三法に規定されている支援施策の連携を図るための法改正や加害者への対応に係る法整備等に関して提案するため、関係省庁に「国の施策・制度・予算に関する提案」を手交し、条例の制定に向けた検討状況を含め、意見交換を行った。

(4) 今後の進め方

- ・ 条例骨子案に対する、パブリック・コメントを実施する。
- ・ 引き続き、県議会での議論や、支援調整会議、市町村、民間団体、被害当事者との意見交換の実施等により、支援施策の充実及び条例の制定に向けて検討を進めていく。

困難な問題を抱える女性等（ＤＶ被害者及びストーカー被害者を含む）への
支援の充実に向けた条例骨子案

第１章 総則

①目的

- ・ 困難な問題を抱える女性等（ＤＶ被害者及びストーカー被害者を含む。）への支援主体や支援施策の連携を定めることにより、被害を含む困難の未然防止から安全確保、自立までを一体的に支援し、社会全体で当事者を守り支え、その当事者の目線に立って、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる県民生活の実現に寄与することを目的とする。

②定義

(1) 困難な問題を抱える女性

- ・ 女性支援法第２条に規定する困難な問題を抱える女性

(2) ＤＶ被害者

次の暴力（ＤＶ）を受けた者（性別を問わない）

- ・ ＤＶ防止法第１条第１項に規定する配偶者からの暴力
- ・ 交際関係を有するなど親密な関係にある若しくはあった者による、ＤＶ防止法第１条第１項に規定する配偶者からの暴力と同様の暴力

(3) ストーカー被害者

次の行為（ストーカー行為）を受けた者（性別を問わない）

- ・ ストーカー規制法第６条第１項に規定するストーカー行為等

(4) 困難な問題を抱える女性等

- ・ 困難な問題を抱える女性並びに性別を問わないＤＶ被害者及びストーカー被害者

(5) 民間支援団体

- ・ 困難な問題を抱える女性等への支援を行うことを目的とする民間支援団体

③基本理念

- ・ 困難な問題を抱える女性等の身体、生命、平穏な生活等を守り、尊厳を尊重する。
- ・ 関連施策の連携を図り、被害を含む困難の未然防止から安全確保、自立支援までを切れ目なく実施する。
- ・ 困難な問題を抱える女性等の目線に立ち、多様なニーズに応じた伴走支援の実施。
- ・ 知事、警察本部長、市町村、民間支援団体等の関係機関が連携し、県民の理解を深め、社会全体で支援に取り組む。
- ・ ＤＶ被害及びストーカー被害については、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあるという性質を踏まえ、知事と警察本部長が緊密に連携して対応する。

④県の責務

- ・ 県には、基本理念にのっとり、支援実施のための総合的な施策を策定し、その施策

を推進する体制の下、実施する責務があること。

⑤市町村との連携

- ・ 県は、支援施策の策定・実施について、市町村と連携・協力するよう努めること。
- ・ 県は、市町村が支援施策を策定・実施するにあたり情報提供、助言その他必要な支援をすること。

⑥県民及び事業者の役割

- ・ 県民及び事業者は、支援に関する理解を深め、県が実施する施策の推進・充実に協力するよう努めること。

⑦民間支援団体の役割

- ・ 民間支援団体は、その知識と経験を活用して支援を実施し、県、市町村、他の民間支援団体等と連携して支援施策の推進・充実に協力するよう努めること。

第2章 基本計画の策定

⑧基本計画の策定

- ・ 知事は、支援施策の総合的・計画的な推進を図るため、基本計画を策定し、その実施状況を毎年、公表すること。

第3章 困難な問題を抱える女性等への支援に向けた関係機関と連携・協働した支援体制の充実

⑨未然防止から自立支援に向けた関係機関との緊密な連携

- ・ 県は支援施策を行うにあたり、市町村、民間支援団体と連携・協力するとともに、関係機関（※）の相互の緊密な連携が図られるよう配慮すること。
- ・ 関係機関（※）は他の関係機関の困難な問題を抱える女性等の支援にかかる機能や制度について把握するよう努めること。
（※裁判所、弁護士、医療機関など）

⑩困難な問題を抱える女性に対する相談支援体制の強化

- ・ 知事は、女性相談支援員の配置促進、常勤化及び養成・育成に努め、困難な問題を抱える女性の相談支援体制を充実させること。
- ・ 知事は、市町村において、困難な問題を抱える女性への組織的な相談支援体制の構築が図られるよう、女性相談支援センター等による支援及び協力するよう努めること。
- ・ 県は、予期せぬ妊娠・出産、性被害、不安定な就労状況、経済的困窮、社会的な孤独・孤立等に関し、困難な問題を抱える女性への相談支援について適切な対応を行うこと。

⑪未然防止及び早期発見

- ・ 知事は、市町村や民間支援団体と連携して、被害を含む困難の未然防止及び早期発

見のための体制整備に取り組むとともに、困難な問題を抱える女性等の早期発見に努めること。

⑫県民の理解の増進

- ・ 県は、支援施策への県民の関心を深め、被害を含む困難の未然防止に取り組むため、広報の充実や支援施策を学ぶ機会の提供などの必要な措置を行うこと。
- ・ 県は、学校設置者と連携し、児童等が、困難な問題を抱える女性等への支援等に関することについて、その年齢及び発達の程度に応じ理解を深めるための教育、活動等が行われるよう、必要な施策を講ずること。

⑬関係機関と連携した一時保護等の実施

- ・ 知事は、市町村等と連携して、一時保護施設等において、困難な問題を抱える女性の安全の確保や一時保護を行うこと。
- ・ 知事は、民間支援団体と連携して、困難な問題を抱える女性の多様なニーズに合わせた一時保護を行うよう努めること。

⑭民間支援団体と連携した自立支援

- ・ 知事は、女性自立支援施設での支援に加えて、民間支援団体と連携して、困難な問題を抱える女性等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、その多様なニーズに合わせた自立支援を行うこと。

⑮民間支援団体等と連携した居場所の提供

- ・ 知事は、民間支援団体等と連携して、困難な問題を抱える女性等が安全に安心して過ごすことができる居場所を確保し、その情報提供等を行うこと。

⑯住まいの確保に関する支援

- ・ 知事は、困難な問題を抱える女性等の生活の安定を図り、又はDV被害者及びストーカー被害者等が更なる被害を受けることを防止するため、住まいの確保に関する支援その他の必要な施策を講ずること。

⑰就労の支援

- ・ 知事は、困難な問題を抱える女性等の自立に向けて、就労に必要な能力及び技術の習得の支援、就労につながる機会の提供その他必要な支援を行うこと。

⑱経済的負担の軽減

- ・ 知事は、困難な問題を抱える女性等の日常生活に支障を来すことがないように、その経済的負担の軽減を図るために情報の提供その他の必要な施策を講ずること。

⑲情報の提供等

- ・ 知事は、関係機関と連携し、困難な問題を抱える女性等が早期かつ円滑に日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、困難な問題を抱える女性等が直面している様々な問題について、必要に応じて情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずること。

⑳心身に受けた影響からの回復

- ・ 県は、困難な問題を抱える女性等が当該困難により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な医学的又は心理的支援等が受けられるよう必要な施策を講ずること。

㉑同伴児童等への支援

- ・ 知事は、関係機関と連携し、困難な問題を抱える女性等の同伴児童等が必要な心理的ケアを受けながら安心して教育を受け、日常生活を送ることができるようにするために、当該児童等の年齢、発達程度及び置かれている状況に応じた十分な配慮が行われるよう、必要な施策を講ずること。

第4章 DV被害者及びストーカー被害者の安全確保等

㉒発見者による援助

- ・ DV被害者及びストーカー被害者を発見した者は、㉓の総合的な相談窓口又は警察官に通報又は当該被害者への情報提供等を行うよう努めること。

㉓総合的な相談窓口の設置

- ・ 県は、DV被害者及びストーカー被害者支援のための総合的な相談窓口を設けること。

㉔DV被害に係る相談への対応

- ・ 知事及び警察本部長は、DV被害に関する相談を受けたときは、関係機関と適切に連携して迅速な対応を行い、必要に応じて、一時保護を行うなど、被害者の安全を確保すること。

㉕ストーカー被害に係る相談への対応

- ・ 知事は、㉓の総合的な相談窓口においてストーカー被害に関する相談を受けたときは、警察本部長に対し適切かつ迅速に情報を連携すること。
- ・ 警察本部長は、警察署等においてストーカー被害に関する相談を受けたとき又は上記により知事からの情報が連携されたときは、行政や関係機関と適切に連携して迅速な対応を行い、必要に応じて、一時保護、被害の防止に資する物品の貸出しを行うなど、被害者の安全を確保すること。

㉖DV被害者、ストーカー被害者及びその支援にあたる者に係る情報提供の禁止

- ・ 誰であっても、DV又はストーカー行為をするおそれがある者であることを知りながら、DV被害者及びストーカー被害者とその支援にあたる警察職員、弁護士、民間支援団体の職員等に関する情報を提供してはならないこと。

㉗加害者の更生のための取組

- ・ 県は、DV及びストーカー行為の加害者を更生させるための調査研究の推進など、加害者の更生のために必要な措置を行うこと。

第5章 民間支援団体に対する支援

⑳ 民間支援団体への支援

- ・ 県は、困難な問題を抱える女性等へ支援を行う民間支援団体と連携・協働に向けた意見交換を行うとともに、情報提供、助言その他必要な支援を行うこと。

第6章 雑則

㉑ 地域間の均衡

- ・ 県は、支援施策の実施にあたり、地域間の均衡が図られるように努めること。

㉒ 人材の確保、育成

- ・ 県は、支援施策に従事する人材の確保、育成等のため、情報提供、研修その他の必要な措置を行うこと。
- ・ 知事と警察本部長は、総合的な支援の充実のため、女性相談支援員や警察職員等の連携体制強化に向けた合同の研修を行うこと。

㉓ 他の地方公共団体との連携協力

- ・ 県は、支援施策の実施のために必要な事項について、情報を共有する等関係する他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

㉔ 円滑な情報共有に向けた個人情報の保護

- ・ 県、市町村、民間支援団体は、支援の実施や関係機関との連携・協力にあたって取得した個人情報を適切に管理し、目的外に使用してはならないこと。

㉕ 財政上の措置

- ・ 県は、支援施策を行うために必要な財政上の措置を行うよう努めること。